

社会福祉士養成課程のカリキュラム（案）

1. 医学概論	1
2. 心理学と心理的支援	3
3. 社会学と社会システム	5
4. 社会福祉の原理と政策	8
5. 社会福祉調査の基礎	11
6. ソーシャルワークの基盤と専門職	14
7. ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	16
8. ソーシャルワークの理論と方法	18
9. ソーシャルワークの理論と方法(専門)	21
10. 地域福祉と包括的支援体制	24
11. 福祉サービスの組織と経営	29
12. 社会保障	32
13. 高齢者福祉	34
14. 障害者福祉	37
15. 児童・家庭福祉	41
16. 貧困に対する支援	45
17. 保健医療と福祉	48
18. 権利擁護を支える法制度	51
19. 刑事司法と福祉	55
20. ソーシャルワーク演習	58
21. ソーシャルワーク演習(専門)	60
22. ソーシャルワーク実習指導	62
23. ソーシャルワーク実習	64

令和 元年 6月28日

社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室

1 医学概論 (30)

ねらい (目標)
①人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。
②人の身体構造と心身機能について理解する。
③健康・疾病の捉え方について理解する。
④疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。
⑤公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①ライフステージにおける心身の変化と健康課題	1 ライフステージにおける心身の変化と健康課題	
	2 心身の加齢・老化	
	3 ライフステージ別の健康課題	・乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、前期高齢期、後期高齢期
②健康及び疾病の捉え方	1 健康の概念	・WHO 憲章
	2 疾病の概念	・疾患、疾病、病気の違い
	3 国際生活機能分類 (ICF)	・国際生活機能分類 (ICF) の概要 (コーディング、活用事例を含む)
③身体構造と心身機能	1 人体部位の名称	
	2 基幹系と臓器の役割	
④疾病と障害の成り立ち及び回復過程	1 疾病の発生原因	・外的要因 ・内的要因
	2 病変の成立機序	・炎症、変性、虚血、発癌、免疫反応 等
	3 障害の概要	・視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害 (DSM を含む) 発達障害、認知症、高次脳機能障害 等
	4 リハビリテーションの概要と範囲	・リハビリテーションの定義、目的、対象、方法
	5 疾病と障害及びそ	・悪性腫瘍、生活習慣病、脳血管疾患、心

	の予防・治療・予後・リハビリテーション	疾患 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症 ・神経疾患 ・先天性疾患 ・肺疾患 ・腎・泌尿器疾患 ・消化器疾患 ・骨・関節の疾患 ・血液疾患 ・目・耳の疾患 ・精神疾患 ・高齢者に多い疾患
⑤公衆衛生	1 公衆衛生の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の考え方 ・健康の社会的決定要因 (SDH)
	2 健康増進と保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健対策、成人保健対策 (生活習慣病予防対策及びがん対策)、高齢者保健対策、精神保健対策、感染症対策 等

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(イ) 医師

(ウ) 保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5 年以上看護業務に従事した経験がある者

2 心理学と心理的支援 (30)

ねらい (目標)
①人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。
②人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。
③日常生活と心の健康との関係について理解する。
④心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解できる。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①心理学の視点	1 心理学の歴史と対象	<ul style="list-style-type: none"> ・心理学の起源 ・心理学の発展と対象
	2 心を探求する方法の発展	<ul style="list-style-type: none"> ・生態学的心理学 ・進化心理学的アプローチ ・認知行動科学 ・行動遺伝学
②人の心の基本的な仕組みと機能	1 心の生物学的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・脳の構造 ・神経機能 ・遺伝
	2 感情・動機づけ・欲求	<ul style="list-style-type: none"> ・感情の仕組み・機能 ・動機づけ理論
	3 感覚・知覚	<ul style="list-style-type: none"> ・知覚の情報処理過程 ・感覚モダリティ ・アフォーダンス
	4 学習・行動	<ul style="list-style-type: none"> ・馴化・鋭敏化 ・古典的条件づけ ・道具的条件づけ
	5 認知	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶・注意 ・思考 ・認知バイアス
	6 個人差	<ul style="list-style-type: none"> ・知能 ・パーソナリティ
	7 人と環境	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係 ・集団・組織

		・自己
③人の心の発達過程	1 生涯発達	・発達の定義 ・ライフステージと発達課題
	2 心の発達の基盤	・認知発達理論 ・言語発達 ・アタッチメント理論 ・道徳性の発達
④日常生活と心の健康	1 心の不適応	・不適応の理論 ・ストレス理論（コーピングを含む） ・燃え尽き症候群 ・トラウマ ・依存症
	2 健康生成論	・レジリエンス ・首尾一貫感覚（SOC）
⑤心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本	1 心理アセスメント	・心理アセスメントの方法 ・事例定式化
	2 心理的支援の基本的技法	・ソーシャルワークにおける心理的支援 ・支持的療法 ・マイクロカウンセリング ・動機づけ面接
	3 心理療法におけるアセスメントと介入技法の概要	・精神分析 ・認知行動療法（SSTを含む） ・応用行動分析 ・家族療法 ・ブリーフ・セラピー ・対人関係療法
	4 心理の専門職	・公認心理師

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

（ウ）学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

3 社会学と社会システム (30)

ねらい (目標)
①現代社会の特性を理解する。
②生活の多様性について理解する。
③人と社会の関係について理解する。
④社会問題とその背景について理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①社会学の視点	1 社会学の歴史と対象	・社会学の発展と対象
②社会構造と変動	1 社会システム	・社会システムの概念 ・文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標
	2 組織と集団	・社会集団の概念 ・第一次集団、第二次集団 ・組織の概念、官僚制 ・企業、学校、病院、施設 (全制的施設)、NPO
	3 人口	・人口の概念 ・人口構造、人口動態、人口減少、人口問題、少子高齢化、超高齢社会
	4 グローバリゼーション	・国境を超える移動 (人・モノ・資本・情報等) ・エスニシティ、移民、多文化、国籍 ・グローバル・エイジング
	5 社会変動	・社会変動の概念 ・近代化、産業化、情報化
	6 地域	・地域の概念、コミュニティの概念 ・コミュニティの再生、ソーシャルキャピタル ・都市化と地域社会、過疎化と地域社会、中山間地域の課題 ・地域社会の集団・組織

	7 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動 ・ 環境破壊 ・ 持続可能性
③市民社会と公共性	1 社会的格差	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得、教育、健康
	2 社会政策と社会問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉国家と福祉社会 ・ 社会運動 ・ 公共空間
	3 差別と偏見	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラベリング理論、逸脱 ・ マイノリティ（LGBT 等を含む） ・ 社会的排除、排斥
	4 災害と復興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難計画、生活破壊、生活再建 ・ 災害時要援護者 ・ ボランティア
④生活と人生	1 家族とジェンダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の概念、家族の変容 ・ 世帯の概念 ・ 男女共同参画 ・ ひとり親、子育て、介護、8050 問題 ・ 虐待、DV
	2 健康	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の障害、慢性疾患 ・ 治療と仕事の両立 ・ 依存症 ・ 自殺
	3 労働	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークライフバランス ・ 女性の活躍推進 ・ 正規雇用、非正規雇用 ・ 失業 ・ 過労死
	4 世代	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージ、ライフコース ・ 世代間交流 ・ 個人化 ・ いじめ、ハラスメント ・ 社会的孤立と孤独
⑤自己と他者	1 自己と他者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互作用、間主観性 ・ 社会的自我
	2 社会化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割取得、アイデンティティ ・ 生涯発達

	3 相互行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンボリック相互作用論 ・ 親密性 ・ コミュニケーション (SNS を含む) ・ ひきこもり
--	--------	--

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

4 社会福祉の原理と政策 (60)

ねらい (目標)
①社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解する。
②社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。
③社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。
④福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。
⑤福祉政策の動向と課題を踏まえた上で、関連施策や包括的支援について理解する。
⑥福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。
⑦福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①社会福祉の原理	1 社会福祉の原理を学ぶ視点	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉の歴史、思想・哲学、理論、社会福祉の原理と実践 ・社会福祉学の構造と特徴
②社会福祉の歴史	1 社会福祉の歴史を学ぶ視点	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史観、政策史、実践史、発達史、時代区分 ・日本と欧米の社会福祉の比較史の視点
	2 日本の社会福祉の歴史的展開	<ul style="list-style-type: none"> ・慈善事業、博愛事業 ・社会事業 ・社会福祉事業 ・社会福祉
	3 欧米の社会福祉の歴史的展開	<ul style="list-style-type: none"> ・救貧法 ・慈善事業、博愛事業 ・社会事業、社会保険 ・福祉国家、福祉社会 ・国際的潮流
③社会福祉の思想・哲学、理論	1 社会福祉の思想・哲学	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉の思想・哲学の考え方 ・人間の尊厳 ・社会正義 ・平和主義 等
	2 社会福祉の理論	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉の理論の基本的な考え方

		<ul style="list-style-type: none"> ・戦後社会福祉の展開と社会福祉理論 ・社会福祉の理論（政策論、技術論、固有論、統合論、運動論、経営論） ・欧米の社会福祉の理論
	3 社会福祉の論点	<ul style="list-style-type: none"> ・公私関係、効率性と公平性、普遍主義と選別主義、自立と依存、自己選択・自己決定とパターナリズム、参加とエンパワメント、ジェンダー、社会的承認
	4 社会福祉の対象とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズと需要の概念 ・社会福祉の対象とニーズ ・ニーズの種類と次元 ・ニーズの理論とその課題
④ 社会問題と社会構造	1 現代における社会問題	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困、孤立、失業、要援護性、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、ニューリスク、依存症、自殺
	2 社会問題の構造的背景	<ul style="list-style-type: none"> ・低成長経済、グローバル化、少子高齢化、人口減少社会、格差、貧困、社会意識・価値観の変化
⑤ 福祉政策の基本的な視点	1 福祉政策の概念・理念	<ul style="list-style-type: none"> ・現代の社会問題と福祉政策 ・福祉政策の概念・理念 ・福祉政策と社会保障、社会政策 ・福祉レジームと福祉政策
⑥ 福祉政策におけるニーズと資源	1 ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・種類と内容 ・把握方法
	2 資源	<ul style="list-style-type: none"> ・種類と内容 ・把握方法 ・開発方法
⑦ 福祉政策の構成要素と過程	1 福祉政策の構成要素	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策の構成要素とその役割・機能 ・政府、市場（経済市場、準市場、社会市場）、事業者、国民（利用者を含む） ・措置制度 ・多元化する福祉サービス提供方式
	2 福祉政策の過程	<ul style="list-style-type: none"> ・政策決定、実施、評価 ・福祉政策の方法・手段 ・福祉政策の政策評価・行政評価 ・福祉政策と福祉計画

⑧福祉政策の動向と課題	1 福祉政策と包括的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法 ・地域包括ケアシステム ・地域共生社会 ・多文化共生 ・持続可能性（SDGs等）
⑨福祉政策と関連施策	1 関連政策	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療政策、教育政策、住宅政策、労働政策、経済政策
⑩福祉サービスの供給と利用過程	1 福祉供給部門	<ul style="list-style-type: none"> ・公的部門（政府・地方公共団体） ・民間部門（営利・非営利）、ボランティア部門、インフォーマル部門 ・部門間の調整・連携・協働
	2 福祉供給過程	<ul style="list-style-type: none"> ・公私（民）関係 ・再分配、割当 ・市場、準市場 ・福祉行財政、福祉計画 ・福祉開発
	3 福祉利用過程	<ul style="list-style-type: none"> ・スティグマ、情報の非対称性、受給資格とシティズンシップ
⑪福祉政策の国際比較	1 福祉政策の国際比較	<ul style="list-style-type: none"> ・国際比較の視点と方法 ・福祉政策の類型（欧米、東アジア等）

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

（ウ）学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

（エ）国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

（オ）社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

（カ）精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

5 社会福祉調査の基礎 (30)

ねらい (目標)
①社会福祉調査の意義と目的について理解する。
②社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係について理解する。
③社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。
④量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。
⑤質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。
⑥ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①社会福祉調査の意義と目的	1 社会福祉調査の意義と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーク実践の可視化 ・ソーシャルワーク実践の理論化 ・アクション・リサーチ ・公的統計と政策決定 ・ソーシャルワークの価値や倫理と社会福祉調査の関連
	2 社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係	・古典 (ブース、ラウントリー、タウンゼント等)
	3 統計法	・統計法の概要
②社会福祉調査における倫理と個人情報保護	1 社会福祉調査における倫理	
	2 社会福祉調査における個人情報保護	・倫理的配慮
③社会福祉調査のデザイン	1 調査における考え方・論理	<ul style="list-style-type: none"> ・理論と調査の関係 ・演繹法と帰納法 ・因果関係 ・内的妥当性
	2 社会福祉調査の目的と対象	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 (探索、記述、説明) ・分析単位 (個人、家族、グループ、コミュニティ、社会関係、現象等) ・サンプリング (母集団、標本、標本抽出、標本の代表性、外的妥当性)
	3 社会福祉調査での	

	データ収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・フィールド調査 ・文献や既存のデータを用いた調査 ・実験 ・評価のための調査
	4 社会福祉調査のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・問の設定、概念化・操作化、対象と方法の選択、データ収集、分析、考察
④量的調査の方法	1 量的調査の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・多数把握、実態把握、因果関係の推論、一般化 ・経験の詳細な理解
	2 量的調査の種類と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全数調査と標本調査、Web 調査 ・横断調査、縦断調査、パネル・スタディ ・母集団、標本、標本抽出 ・二次分析
	3 質問紙の作成方法と留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーディングとその他の留意点 ・パーソナルな質問とインパーソナルな質問 ・測定（測定の水準、測定の信頼性と妥当性等） ・プレコーディングとアフターコーディング ・自計式（自記式）、他計式
	4 質問紙の配布と回収	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問面接、郵送、留置、集合、電話、インターネット
	5 量的調査の集計と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディング ・単純集計と記述統計、質的データの関連性（クロス集計）、量的データの関連性（散布図、相関と回帰）、多変量解析
⑤質的調査の方法	1 質的調査の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の経験の詳細な理解及び他者との相互作用の詳細な理解
	2 観察法	<ul style="list-style-type: none"> ・参与観察法、非参与観察法、統制的観察法
	3 面接法	<ul style="list-style-type: none"> ・構造化面接法、半構造化面接法、自由面接法 ・フォーカス・グループ・インタビュー ・インタビューガイド、逐語録
	4 質的調査における	<ul style="list-style-type: none"> ・観察や面接の記録方法

	記録の方法と留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・音声、映像、テキストのデータの扱い方 ・実践の記録や会議資料等の活用 ・資料収集における ICT の活用
	5 質的調査のデータの分析方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事例研究 ・グラウンデッドセオリーアプローチ ・ナラティブアプローチ ・ライフストーリー、ライフヒストリー ・エスノグラフィー ・アクション・リサーチ
⑥ ソーシャルワークにおける評価	1 ソーシャルワークにおける評価の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロ・メゾ・マクロレベルにおける実践の評価 ・根拠に基づく実践（EBP）とナラティブに基づく実践（NBP） ・アカウンタビリティ
	2 ソーシャルワークにおける評価対象	<ul style="list-style-type: none"> ・実践、プログラム、政策 ・構造 ・過程（プロセス） ・結果（アウトカム） ・影響（インパクト）
	3 ソーシャルワークにおける評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・シングル・システム・デザイン ・実験計画法 ・質的な評価法

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

（ウ）学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

6 ソーシャルワークの基盤と専門職 (30)

ねらい (目標)
①社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。
②ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。
③ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ	1 社会福祉士及び介護福祉士法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義、義務 ・ 法制度成立の背景 ・ 法制度見直しの背景
	2 精神保健福祉士法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義、義務 ・ 法制度成立の背景 ・ 法制度見直しの背景
	3 社会福祉士及び精神保健福祉士の専門性	
②ソーシャルワークの概念	1 ソーシャルワークの定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルワーク専門職のグローバル定義
③ソーシャルワークの基盤となる考え方	1 ソーシャルワークの原理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会正義 ・ 人権尊重 ・ 集団的責任 ・ 多様性の尊重
	2 ソーシャルワークの理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者主権 ・ 尊厳の保持 ・ 権利擁護 ・ 自立支援 ・ ソーシャルインクルージョン ・ ノーマライゼーション
④ソーシャルワークの形成過程	1 ソーシャルワークの形成過程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慈善組織協会 ・ セツルメント運動 ・ 医学モデルから生活モデルへ ・ ソーシャルワークの統合化
⑤ソーシャルワーク	1 専門職倫理の概念	

の倫理	2 倫理綱領	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルワーカーの倫理綱領 ・ 社会福祉士の倫理綱領 ・ 精神保健福祉士の倫理綱領
	3 倫理的ジレンマ	

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

7 ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）（30）

ねらい（目標）
①社会福祉士の職域と求められる役割について理解する。
②ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する。
③マイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と連関性について理解する。
④総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲	1 ソーシャルワーク専門職の概念と範囲	
	2 社会福祉士の職域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政関係 ・ 福祉関係（高齢者領域、障害者領域、児童・母子領域、生活困窮者自立支援・生活保護領域等） ・ 医療関係 ・ 教育関係 ・ 司法関係 ・ 独立型事務所 等 ・ 社会福祉士の職域拡大
	3 福祉行政等における専門職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所の現業員、査察指導員、社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司 等
	4 民間の施設・組織における専門職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長、生活相談員、社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー 等
	5 諸外国の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧米諸国の動向 ・ その他諸外国における動向
②マイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク	1 マイクロ・メゾ・マクロレベルの対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロ・メゾ・マクロレベルの意味 ・ マイクロ・メゾ・マクロレベルの対象
	2 マイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソ	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロ・メゾ・マクロレベルへの介入 ・ マイクロ・メゾ・マクロレベルの連関性

	ーシャルワーク	・マイクロ・メゾ・マクロレベルの支援の実 際
③総合的かつ包括的 な支援と多職種連携 の意義と内容	1 ジェネラリストの 視点に基づく総合的 かつ包括的な支援の 意義と内容	・多機関による包括的支援体制 ・フォーマル・インフォーマルな社会資源 との協働体制 ・ソーシャルサポートネットワーキング
	2 ジェネラリストの 視点に基づく多職種 連携及びチームアプ ローチの意義と内容	・多職種連携及びチームアプローチの意 義 ・機関・団体間の合意形成と相互関係 ・利用者、家族の参画

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で終始又は博士の学位を有する者。

(エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。

8 ソーシャルワークの理論と方法 (60)

ねらい (目標)
①人と環境との相互作用に関する理論とマイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。
②ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。
③ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。
④コミュニティワークの概念とその展開について理解する。
⑤ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①人と環境との相互作用に関する理論とマイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク	1 システム理論	・ 一般システム理論、サイバネティクス、自己組織性
	2 生態学理論	
	3 バイオ・サイコ・ソーシャルモデル	
	4 マイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク	
②ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ	1 ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療モデル ・ 生活モデル ・ ストレングスモデル ・ 心理社会的アプローチ ・ 機能的アプローチ ・ 問題解決アプローチ ・ 課題中心アプローチ ・ 危機介入アプローチ ・ 行動変容アプローチ ・ エンパワメントアプローチ ・ ナラティブアプローチ ・ 解決志向アプローチ
③ソーシャルワークの過程	1 ケースの発見	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ ・ スクリーニング
	2 インテーク	・ インテークの意義、目的、方法、

		留意点 ・契約
	3 アセスメント	・アセスメントの意義、目的、方法、留意点
	4 プランニング	・プランニングの意義、目的、方法、留意点 ・効果と限界の予測 ・支援方針・内容の説明・同意
	5 支援の実施	・支援の意義、目的、方法、留意点
	6 モニタリング	・モニタリングの意義、目的、方法、留意点 ・効果測定
	7 支援の終結と事後評価	・支援の終結と事後評価の目的、方法、留意点
	8 アフターケア	・アフターケアの目的、方法、留意点
④ソーシャルワークの記録	1 記録の意義と目的	・ソーシャルワークの質の向上 ・支援の継続性、一貫性 ・機関の運営管理 ・教育、研究 ・アカウントビリティ
	2 記録の方法と実際	・記録の文体（叙述体、要約体、説明体等） ・項目式（フェースシート等） ・図表式（ジェノグラム、エコマップ等）
⑤ケアマネジメント	1 ケアマネジメントの原則	・ケアマネジメントの歴史 ・適用と対象
	2 ケアマネジメントの意義と方法	・ケアマネジメントの意義 ・ケアマネジメントのプロセス ・ケアマネジメントのモデル
⑥集団を活用した支援	1 グループワークの意義と目的	・グループダイナミクス
	2 グループワークの原則	・個別化の原則、受容の原則、参加の原則、体験の原則、葛藤解決の原則、制限の原則、継続評価の原則

	3 グループワークの展開過程	・ 準備期、開始期、作業期、終結期
	4 セルフヘルプグループ	・ 共感性、分かち合い ・ ヘルパーセラピー原則 ・ 体験的知識 ・ 役割モデルの習得 ・ 援助者の役割
⑧コミュニティワーク	1 コミュニティワークの意義と目的	・ ソーシャルインクルージョン ・ 住民参加
	2 コミュニティワークの展開	・ 地域アセスメント ・ 地域課題の発見・認識 ・ 実施計画とモニタリング ・ 組織化 ・ 社会資源の開発 ・ 評価と実施計画の更新
⑨スーパービジョンとコンサルテーション	1 スーパービジョンの意義、目的、方法	・ スーパービジョンの定義 ・ スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係 ・ スーパービジョンの機能 ・ スーパービジョンの形態と方法
	2 コンサルテーションの意義、目的、方法	・ コンサルテーションの定義 ・ コンサルタントとコンサルティーの関係 ・ コンサルテーションの方法

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

9 ソーシャルワークの理論と方法（専門）（60）

ねらい（目標）
①社会福祉士として多様化・複雑化する課題に対応するため、より実践的かつ効果的なソーシャルワークの様々な理論と方法を理解する。
②支援を必要とする人との援助関係の形成やニーズの掘り起こしを行うための、知識と技術について理解する。
③社会資源の活用の意義を踏まえ、地域における社会資源の開発やソーシャルアクションについて理解する。
④個別の事例の具体的な解決策及び事例の共通性や一般性を見出すための、事例分析の意義や方法を理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①ソーシャルワークにおける援助関係の形成	1 援助関係の意義と概念	・ソーシャルワーカーとクライアントシステムの関係
	2 援助関係の形成方法	・自己覚知と他者理解 ・コミュニケーションとラポール
	3 面接技術	・面接の意義、目的、方法、留意点 ・面接の場面と構造 ・面接の技法
	4 アウトリーチ	・アウトリーチの意義、目的、方法、留意点 ・アウトリーチを必要とする対象 ・ニーズの掘り起こし
②ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発	1 社会資源の活用・調整・開発	・社会資源の活用・調整・開発の意義、目的、方法、留意点 ・ニーズの集約、提言、計画策定、実施、評価
	2 ソーシャルアクション	・ソーシャルアクションの意義、目的、方法、留意点
③ネットワークの形成	1 ネットワーキング	・ネットワーキングの意義、目的、方法、留意点 ・セーフティネットの構築とネットワーキング

		<ul style="list-style-type: none"> ・家族や住民、サービス提供者間のネットワーク ・重層的な範囲（ミクロ・メゾ・マクロ）におけるネットワーク ・多様な分野の支援機関とのネットワーク
	2 コーディネーション	・コーディネーションの意義、目的、方法、留意点
④ ソーシャルワークに関連する方法	1 ネゴシエーション	・ネゴシエーションの意義、目的、方法、留意点
	2 ファシリテーション	・ファシリテーションの意義、目的、方法、留意点
	3 プレゼンテーション	・プレゼンテーションの意義、目的、方法、留意点
⑤ カンファレンス	1 カンファレンス	<ul style="list-style-type: none"> ・カンファレンスの意義、目的、留意点 ・カンファレンスの運営と展開
⑥ 事例分析	1 事例分析	・事例分析の意義、目的
	2 事例検討、事例研究	・事例検討、事例研究の意義、目的、方法、留意点
⑦ ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際	1 総合的かつ包括的な支援の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化、複雑化した生活課題への対応 ・今日的な地域福祉課題への対応 ・分野、領域を横断する支援
	2 家族支援の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が抱える複合的な生活課題 ・家族支援の目的、方法、留意点
	3 地域支援の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える課題 ・多機関協働 ・地域住民との協働 ・地域アセスメント
	4 非常時や災害時支援の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時や災害時の生活課題 ・非常時や災害時における支援の目的、方法、留意点

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

10 地域福祉と包括的支援体制（60）

ねらい（目標）
<p>①地域福祉の基本的な考え方、展開、動向について理解する。</p> <p>②地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。</p> <p>③地域福祉を推進するための、福祉行財政の実施体制と果たす役割について理解する。</p> <p>④地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。</p> <p>⑤包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。</p> <p>⑥地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。</p>

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①地域福祉の基本的な考え方	1 地域福祉の概念と理論	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の概念、地域福祉の構造と機能 ・福祉コミュニティ論、在宅福祉サービス論、ボランティア・市民活動論 ・共生社会
	2 地域福祉の歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・セツルメント、COS、社会事業、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、共同募金、在宅福祉、施設の社会化、地方分権、社会福祉基礎構造改革、地域自立生活、地域包括ケア、地域共生社会
	3 地域福祉の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク、コミュニティサービス、地域再生、ケアリングコミュニティ
	4 地域福祉の推進主体	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体 ・NPO、市民活動組織、中間支援組織 ・町内会、自治会等地縁組織 ・民生委員、児童委員、主任児童委員、保護司 ・当事者団体 ・社会福祉協議会 ・共同募金 ・企業

	5 地域福祉の主体と形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者、代弁者 ・ ボランティア ・ 市民活動、住民自治、住民主体 ・ 参加と協働、エンパワメント、アドボカシー ・ 福祉教育
②福祉行財政システム	1 国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定受託事務と自治事務
	2 都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督
	3 市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの運営主体 ・ 条例 ・ 社会福祉審議会
	4 国と地方の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権、地方自治、地域主権、地方創生
	5 福祉行政の組織及び専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、婦人相談所、地域包括支援センター 等 ・ 福祉事務所の現業員・査察指導員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、精神保健福祉相談員 等
	6 福祉における財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の財源、地方の財源、保険料財源 ・ 民間の財源
③福祉計画の意義と種類、策定と運用	1 福祉計画の意義・目的と展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉行財政と福祉計画の関係 ・ 福祉計画の歴史 ・ 福祉計画の種類（地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、民間の福祉計画等）
	2 市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉と計画行政の関係 ・ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の定義、機能 ・ 地域福祉活動計画との関係
	3 福祉計画の策定過程と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題把握・分析 ・ 協議と合意形成
	4 福祉計画の実施と	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング

	評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス評価 ・ プログラム評価
④ 地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題	1 地域社会の概念と理論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会の概念 ・ 地域社会の理論
	2 地域社会の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯数、世帯構成 ・ 過疎化、都市化、地域間格差 ・ 外国人住民の増加
	3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり、ニート、8050 問題、ダブルケア、依存症、多文化共生、自殺、災害等
	4 地域福祉と社会的孤立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的孤立、社会的排除 ・ セルフネグレクト
⑤ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制	1 包括的支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的支援体制の考え方 ・ 包括的支援体制の展開
	2 地域包括ケアシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの考え方 ・ 地域包括ケアシステムの展開 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの展開 ・ 子育て世代包括支援センター
	3 生活困窮者自立支援の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援制度と理念 ・ 自立相談支援機関による支援過程と方法、実際 ・ 伴走型の支援と対象者横断的な包括的相談支援 ・ 個人および世帯の支援 ・ 居住支援、就労支援、家計支援、子どもの学習・生活支援
	4 地域共生社会の実現に向けた各種施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働による包括的支援体制 ・ 住民に身近な圏域における相談支援体制
⑥ 地域共生の実現に向けた多機関協働	1 多機関協働を促進する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談 ・ 各種相談機関の連携 ・ 協議体 ・ 地域ケア会議 ・ 地域包括支援センター運営協議会 ・ 要保護児童対策地域協議会

		・障害者自立支援協議会
	2 多職種連携	・保健・医療・福祉に関わる多職種連携 ・生活支援全般に関わるネットワーク ・多職種連携等における個人情報保護
	3 福祉以外の分野との機関協働の実際	・社会的企業 ・農福連携 ・観光、商工労働等との連携 ・地方創生
⑦災害時における総合的かつ包括的な支援体制	1 非常時や災害時における法制度	・災害対策基本法、災害救助法 ・各自治体等の避難計画
	2 非常時や災害時における総合的かつ包括的な支援	・災害時要援護者支援 ・BCP（事業継続計画） ・福祉避難所運営 ・災害ボランティア
⑧地域福祉と包括的支援体制の課題と展望	1 地域福祉ガバナンス	・ガバナンスの考え方 ・多様化・複雑化した課題と多機関協働の必要性 ・社会福祉法における包括的な支援体制づくり ・住民の参加と協働、住民自治 ・プラットフォームの形成と運営
	2 地域共生社会の構築	・地域共生社会 ・地域力の強化、包括的支援体制

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

（ウ）学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

（エ）国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

（オ）社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

11 福祉サービスの組織と経営 (30)

ねらい (目標)
①ソーシャルワークにおいて必要となる、福祉サービスを提供する組織や団体の概要について理解する。
②社会福祉士に求められる福祉サービスの組織と沿革、経営の視点と方法を理解する。
③福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論、労働者の権利等について理解する。
④福祉サービスに求められる福祉人材マネジメントについて理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①福祉サービスに係る組織や団体の概要と役割	1 福祉サービスを提供する組織	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の現状や推移 ・各種法人の特性 ・非営利法人、営利法人 ・社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、株式会社 ・福祉サービスと連携するその他の法人 ・法人格を有しない団体(ボランティア団体)等
	2 福祉サービスの沿革と概況	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの歴史 ・社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉法人制度改革 ・公益法人制度改革
	3 組織間連携と促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的活動の推進 ・多機関協働 ・地域連携、地域マネジメント
②福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論	1 組織運営に関する基礎理論	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営の基礎 ・組織における意思決定 ・問題解決の思考と手順 ・モチベーションと組織の活性化
	2 集団の力学に関する基礎理論	<ul style="list-style-type: none"> ・チームアプローチと集団力学 ・チームの機能と構成
	3 リーダーシップに関する基礎理論	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップ、フォロワーシップ ・リーダーの機能と役割
③福祉サービス提供	1 経営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議会等の役割

組織の経営と実際		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略、事業計画 ・ マーケティング
	2 福祉サービス提供 組織のコンプライア ンスとガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的ルールの遵守 ・ 説明責任の遂行 ・ 業務管理体制、内部管理体制の整備 ・ 権限委譲と責任のルール化
	3 適切な福祉サービ スの管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質マネジメントシステム ・ PDCA と SDCA 管理サイクル ・ リスクマネジメント体制 ・ 権利擁護制度と苦情解決体制 ・ 福祉サービスの質と評価
	4 情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法 ・ 公益情報保護法 ・ 情報公開、パブリックリレーションズ
	5 会計管理と財務管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の理解、財務規律の強化 ・ 自主財源、寄付金、各種制度に基づく報酬 ・ 資金調達、ファンドレイジング ・ 資金運用、利益管理
④福祉人材のマネジ メント	1 福祉人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ OJT、OFF-JT、SDS ・ 職能別研修と階層別研修 ・ スーパービジョン体制 ・ キャリアパス
	2 福祉人材マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標管理制度 ・ 人事評価システム ・ 報酬システム
	3 働きやすい労働環 境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働三法及び労働関係法令 ・ 育児休業、介護休業 等 ・ メンタルヘルス対策 ・ ハラスメント対策

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担

当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者
で修士又は博士の学位を有する者

12 社会保障（60）

ねらい（目標）
①社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。
②現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。
③社会保障制度の財政について理解する。
④公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。
⑤社会保障制度の体系と概要について理解する。
⑥諸外国における社会保障制度の概要について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）	1 人口動態の変化	・少子高齢化、人口減少社会
	2 経済環境の変化	・低成長社会と社会保障の持続可能性
	3 労働環境の変化	・正規雇用と非正規雇用 ・労働関係法規（男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法） ・ワーク・ライフ・バランス
②社会保障の概念や対象及びその理念	1 社会保障の概念と範囲	
	2 社会保障の役割と意義	・セーフティネット
	3 社会保障の理念	
	4 社会保障の対象	
	5 社会保障制度の展開	・社会保障制度の歴史的変遷
③社会保障と財政	1 社会保障の財源	・一般会計 ・地方経費 ・社会保険料 ・利用者負担 ・財政調整
	2 社会保障給付費	・内訳 ・動向

	3 国民負担率	
	4 社会保障と経済	
④ 社会保険と社会扶助の関係	1 社会保険の概念と範囲	
	2 社会扶助の概念と範囲	
⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係	1 公的保険と民間保険の現状	・ 公的保険と民間保険の主な種類 ・ 公的保険と民間保険の違い
⑥ 社会保障制度の体系	1 医療保険制度等の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ 公費負担医療
	2 介護保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	3 年金保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	4 労災保険制度と雇用保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	5 生活保護制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	6 社会手当制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	7 社会福祉制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成
⑦ 諸外国における社会保障制度	1 諸外国における社会保障制度の概要	・ 先進諸国の社会保障制度の歴史と概要
	2 社会保障制度の国際比較	・ 高齢化と社会保障の給付規模 ・ 社会保障給付費の内訳

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

13 高齢者福祉 (30)

ねらい (目標)
①高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。
②高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程について理解する。
③高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。
④高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①高齢者の定義と特性	1 高齢者の定義	
	2 高齢者の特性	・社会的理解、身体的理解、精神的理解
②高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会環境	1 高齢者の生活実態	・住居 ・所得 ・世帯 ・雇用、就労 ・介護需要、介護予防
	2 高齢者を取り巻く社会環境	・独居、老老介護、ダブルケア、8050 問題 ・高齢者虐待 ・介護者の離職
③高齢者福祉の歴史	1 高齢者福祉の理念	・人権の尊重 ・尊厳の保持 ・老人福祉法、介護保険法における理念
	2 高齢者観の変遷	・敬老思想、エイジズム、社会的弱者、アクティブエンジング
	3 高齢者福祉制度の発展過程	
④高齢者に対する法制度	1 介護保険法	・介護保険法と介護保険制度の概要 ・介護報酬の概要 ・介護保険制度における組織及び団体の役割 ・保険者と被保険者、保険料

		<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の仕組みとプロセス ・居宅サービス、施設サービスの種類
	2 老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法の概要 ・老人福祉法に基づく措置
	3 高齢者の医療の確保に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律の概要
	4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法の概要 ・高齢者虐待の未然防止 ・通報義務、早期発見
	5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー新法の概要 ・施設設置管理者等の責務
	6 高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者住まい法の概要
	7 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者雇用安定法の概要
	8 育児・介護休業法	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法の概要
⑤ 高齢者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割	1 高齢者と家族等の支援における関係機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村 ・指定サービス事業者 ・国民健康保険団体連合会 ・地域包括支援センター ・ハローワーク、シルバー人材センター
	2 関連する専門職等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士 等 ・介護支援専門員、訪問介護員、介護職員、福祉用具専門相談員 等 ・認知症サポーター、介護相談員 ・家族、住民、ボランティア 等
⑥ 高齢者と家族等に対する支援の実際	1 高齢者領域における社会福祉士の役割	
	2 高齢者と家族等に対する支援の実際(多職)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、家族の就労に対する支援 ・地域包括ケアシステムにおける認知症高

	種連携を含む)	齢者支援 ・介護予防における支援
--	---------	---------------------

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者

(オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(カ) 介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者

14 障害者福祉 (30)

ねらい (目標)
①障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。
②障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。
③障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。
④障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①障害概念と特性	1 国際生活機能分類 (ICF)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICIDH から ICF へ ・ ICF の構造
	2 障害者の定義と特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害 (肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、難病等) ・ 知的障害 ・ 精神障害 ・ 発達障害
②障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境	1 障害者の生活実態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行 ・ 居住 ・ 就学、就労 ・ 高齢化 ・ 介護需要 ・ 障害者の芸術、スポーツ
	2 障害者を取り巻く社会環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー ・ コンフリクト ・ 障害者虐待 ・ 親亡き後問題、きょうだいへの支援
③障害者福祉の歴史	1 障害者福祉の理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノーマライゼーション ・ ソーシャルインクルージョン
	2 障害観の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 偏見と差別 ・ 障害者の権利条約の批准の経緯 ・ 障害者基本法の変遷
	3 障害者処遇の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明治以前の障害者の処遇

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 明治以降の障害者の処遇 ・ 戦後の障害者の処遇
	4 障害者の権利条約と障害者基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利条約の概要 ・ 障害者基本法の概要
	5 障害者福祉制度の発展過程	
④ 障害者に対する法制度	1 障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の概要 ・ 障害福祉サービス及び相談支援 ・ 障害支援区分及び支給決定 ・ 自立支援医療 ・ 補装具 ・ 地域生活支援事業 ・ 障害福祉計画
	2 身体障害者福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者福祉法の概要 ・ 身体障害者手帳、身体障害者福祉法に基づく措置
	3 知的障害者福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者福祉法の概要 ・ 療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置
	4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉法の概要 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 精神保健福祉法における入院形態 ・ 精神科病院における処遇
	5 児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法における障害児支援の概要 ・ 発達支援、家族支援、地域支援
	6 発達障害者支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援法の概要 ・ 発達障害者支援センターの役割
	7 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法の概要 ・ 障害者虐待の未然防止 ・ 通報義務、早期発見
	8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の概要 ・ 障害を理由とする差別を解消するための措置（合理的な配慮）

	9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法の概要 ・施設設置管理者等の責務
	10 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の概要 ・事業主の責務、法定雇用率
	11 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法の概要 ・障害者就労施設
⑤ 障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割	1 障害者と家族等の支援における関係機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村 ・障害者に対する法制度に基づく施設、事業所 ・特別支援学校 ・ハローワーク
	2 関連する専門職等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士 等 ・相談支援専門員、サービス管理責任者、居宅介護従事者 等 ・ピアサポーター ・養護教諭、スクールソーシャルワーカー ・家族、住民、ボランティア 等
⑥ 障害者と家族等に対する支援の実際	1 障害領域における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割	
	2 障害者と家族等に対する支援の実際（多職種連携を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域相談支援 ・就労支援 ・居住支援

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担

当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者
で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に
関する業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を
有する者

(カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を
有する者

15 児童・家庭福祉 (30)

ねらい (目標)
①児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊産婦の生活とそれを取り巻く社会環境について理解する。
②児童福祉の歴史と児童観の変遷や制度の発展過程について理解する。
③児童や家庭福祉に係る法制度について理解する。
④児童や家庭福祉領域における支援の仕組みと方法、社会福祉士の役割について理解する。
⑤児童・家庭及び妊産婦の生活課題を踏まえて、適切な支援のあり方を理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①児童・家庭の定義と権利	1 児童・家庭の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の定義、家庭の定義 ・ 児童と家庭の関係
	2 児童の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童憲章 ・ 児童権利宣言 ・ 児童の権利に関する条約
②児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境	1 児童・家庭の生活実態	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクル、家族形態 ・ 子育て (出産、育児、保育、家事) ・ 住居、就労、経済、教育 ・ 課外活動、遊び
	2 児童・家庭を取り巻く社会環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ ・ 児童虐待 ・ ひとり親家庭 ・ 家庭内 DV ・ 社会的養護
③児童・家庭福祉の歴史	1 児童福祉の理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全育成 ・ 児童の権利 ・ 最善の利益
	2 児童観の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護の対象としての児童 ・ 権利の主体としての児童
	3 児童・家庭福祉制度の発展過程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法制定 ・ 措置と契約 ・ 最善の利益
④児童・家庭に対する	1 児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法の概要

法制度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所 ・ 児童福祉施設の種類、里親制度、障害児支援、児童福祉制度に係る財源、児童福祉サービスの最近の動向
	2 児童虐待の防止等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待の防止等に関する法律の概要 ・ 児童虐待の定義、虐待予防の取組、虐待発見時の対応
	3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV防止法の概要 ・ DV防止法の目的、DVの定義、家庭内暴力発見時の対応
	4 母子及び父子並びに寡婦福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の概要 ・ 母子及び寡婦福祉法の目的、母子寡婦福祉資金、母子福祉施設、母子寡婦福祉制度に係る財源、母子寡婦福祉サービスの最近の動向
	5 母子保健法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健法の概要 ・ 母子保健法の目的、母子健康手帳、養育医療の種類、母子保健制度に係る財源、母子保健サービスの最近の動向
	6 児童手当法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当法の概要 ・ 児童手当の種類、児童手当に係る財源、児童手当制度の最近の動向
	7 児童扶養手当法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当法の概要 ・ 児童扶養手当の種類、児童扶養手当に係る財源、児童扶養手当制度の最近の動向
	8 特別児童扶養手当法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当法の概要 ・ 特別児童扶養手当の種類、特別児童扶養手当に係る財源、特別児童扶養手当制度の最近の動向
	9 次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成支援対策推進基本法の概要
	10 少子化対策基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化対策基本法の概要
	11 売春防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売春防止法の概要 ・ 婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談

		員
	12 子ども・子育て支援法	・子ども・子育て支援法の概要
	13 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の概要
	14 子どもの貧困対策の推進に関する法律	・子どもの貧困対策の推進に関する法律の概要
	15 子供若者育成支援推進法	・子供若者育成支援推進法の概要
	16 いじめ防止対策推進法	・いじめ防止対策推進法の概要
⑤児童・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割	1 児童や家庭に対する支援における公私の役割関係	・行政の責務 ・公私の役割関係
	2 国、都道府県、市町村の役割	・国の役割 ・都道府県の役割 ・市町村の役割
	3 児童相談所の役割	・児童相談所の組織 ・児童相談所の業務 ・市町村及び他の機関との連携
	4 その他の児童や家庭(女性、若者を含む)に対する支援にかかわる組織・団体の役割	・児童福祉施設 ・家庭裁判所 ・警察 ・婦人相談所、配偶者暴力防止相談センター、婦人保護施設 ・子ども・家庭総合支援拠点 ・子ども・若者総合相談センター ・子育て世代包括支援センター ・地域若者サポートステーション
	5 関連する専門職等の役割	・保育士、医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師、理学療法士、作業療法士、栄養士、弁護士 等 ・児童福祉司、児童心理司、家庭児童福祉主事、児童指導員、母子支援員 等

		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー 等 ・民生委員、児童委員、主任児童委員 ・家族、住民、ボランティア 等
⑥児童・家庭に対する支援の実際	1 社会福祉士の役割	
	2 支援の実際（多職種連携を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における支援 ・要保護児童対策協議会における支援 ・児童虐待防止にむけた支援 ・社会的養護を必要とする児童に対する支援 ・障害児に対する支援 ・ひとり親家庭に対する支援 ・児童と家庭に対する就労支援 ・子どもの貧困に対する支援 ・女性、若者への支援 ・子ども・子育て妊産婦への支援

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

（ウ）学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

（エ）国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

（オ）社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

16 貧困に対する支援（30）

ねらい（目標）
①貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する。
②貧困の歴史と貧困観の変遷について理解する。
③貧困に係る法制度と支援の仕組みについて理解する。
④貧困による生活課題を踏まえ、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①貧困の概念	1 貧困の概念	・絶対的貧困、相対的貧困、社会的排除、社会的孤立 等
	2 公的扶助の意義と範囲	・公的扶助の意義（生存権、セーフティネット、ナショナルミニマム） ・公的扶助の範囲（狭義、広義）
②貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境	1 貧困状態にある人の生活実態	・健康 ・居住 ・就労 ・教育 ・社会関係資本
	2 貧困状態にある人を取り巻く社会環境	・経済構造の変化 ・家族、地域の変化 ・格差の拡大 ・社会的孤立
③貧困の歴史	1 貧困状態にある人に対する福祉の理念	・人権の尊重 ・尊厳の保持 ・貧困、格差、差別の解消
	2 貧困観の変遷	・スティグマ ・貧困の測定 ・貧困の発見
	3 貧困に対する制度の発展過程	・救貧制度（日本、諸外国） ・生活保護法 ・ホームレス自立支援法 ・生活困窮者自立支援法

		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策の推進に関する法律
④ 貧困に対する法制度	1 生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の原理原則と概要 ・生活保護制度の動向 ・最低生活費と生活保護基準 ・福祉事務所の機能と役割 ・相談支援の流れ ・自立支援、就労支援の考え方と自立支援プログラム ・生活保護施設の役割
	2 生活困窮者自立支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法の理念と概要 ・生活困窮者自立支援制度の動向 ・自立相談支援事業と任意事業 ・生活困窮者自立支援制度における組織と実施体制 ・相談支援の流れ
	3 低所得者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付制度 ・無料低額診療所 ・無料低額宿泊所 ・求職者支援制度 ・法律扶助 ・低所得者への住宅政策と住居支援
	4 ホームレス対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の概要 ・ホームレスの考え方と動向 ・ホームレス支援施策
⑤ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割	1 貧困に対する支援における公私の役割関係	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の責務 ・公私の役割関係
	2 国、都道府県、市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・国の役割 ・都道府県の役割 ・市町村の役割
	3 福祉事務所の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所の組織 ・福祉事務所の業務
	4 自立相談支援機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関の組織 ・自立相談支援機関の業務
	5 その他の貧困に対	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会

	する支援における関係機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、地域若者サポートステーション ・民間支援団体 等
	6 関連する専門職等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士、医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士 等 ・介護支援専門員、サービス管理責任者等 ・ハローワーク就職支援ナビゲーター等 ・教諭、スクールソーシャルワーカー 等 ・弁護士、保護観察官、保護司 等 ・民生委員、児童委員、主任児童委員 ・家族、住民、ボランティア 等
⑦ 貧困に対する支援の実際	1 社会福祉士の役割	
	2 貧困に対する支援の実際（多職種連携を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度及び生活保護施設における自立支援、就労支援、居住支援 ・生活困窮者自立支援制度における自立支援、就労支援、居住支援 ・生活福祉資金貸付を通じた自立支援 ・多機関及び多職種、住民、企業等との連携による地域づくりや参加の場づくり

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

（ウ）学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

（エ）国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

（オ）社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

17 保健医療と福祉 (30)

ねらい (目標)
①ソーシャルワーク実践において必要となる保健医療の動向を理解する。
②保健医療に係る政策、制度、サービスについて理解する。
③保健医療領域における社会福祉士の役割と、連携や協働について理解する。
④保健医療の課題を持つ人に対する、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①保健医療の動向	1 疾病構造の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の減少 ・生活習慣病の増加
	2 医療施設から在宅医療へ	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的入院 ・在宅医療の役割と課題
	3 保健医療における福祉的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症、認知症、自殺企図、虐待防止
②保健医療に係る政策・制度・サービスの概要	1 医療保険制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・医療サービス ・医療費の自己負担や保険料の減免制度、高額療養費制度、無料低額診療 ・労災保険、傷病手当金、特定疾患医療費助成制度
	2 診療報酬制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬制度の体系
	3 医療施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・病院（特定機能病院、地域医療支援病院等）、診療所 ・病院や病床の機能分化
	4 保健医療対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の役割 ・地域医療の指針（医療計画） ・5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患） ・5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療） ・薬剤耐性（AMR）対策
③保健医療に係る倫理	1 自己決定権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント

		・意思決定支援、アドバンスケアプランニング
	2 保健医療に係る倫理	・医療倫理の4原則
	3 倫理的課題	・高度生殖医療、出生前診断、脳死と臓器移植、尊厳死、身体抑制
④保健医療領域における専門職の役割と連携	1 保健医療領域における専門職	・医師、歯科医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士 等 ・介護福祉士、精神保健福祉士 ・介護支援専門員、居宅介護従事者 等
	2 保健医療領域における連携・協働	・院内連携 ・地域医療連携（病診連携、病病連携） ・地域包括ケアシステムにおける連携
⑤保健医療領域における支援の実際	1 保健医療領域における社会福祉士の役割	・医療ソーシャルワーカーの業務指針
	2 保健医療領域における支援の実際（多職種連携を含む。）	・疾病及びそのリスクがある人の理解 ・入院中・退院時の支援 ・在宅医療における支援 ・終末期ケア及び認知症ケアにおける支援 ・救急・災害現場における支援 ・家族に対する支援

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

（ウ）学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

（エ）国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

（オ）社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有

する者

18 権利擁護を支える法制度（30）

ねらい（目標）
①法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。
②権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。
③権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。
④権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。
⑤ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①法の基礎	1 法と規範	<ul style="list-style-type: none"> ・法の規範との関係 ・法と道徳の関係
	2 法の体系、種類、機能	<ul style="list-style-type: none"> ・成文法と不文法 ・公法と私法 ・実体法と手続法 ・法規範の特質と機能
	3 法律の基礎知識、法の解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・法律条文の構造 ・法解釈の基準と方法
	4 裁判制度判例を学ぶ意義	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判の種類、判決の種類 ・判例とは
②ソーシャルワークと法の関わり	1 憲法	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法の概要（最高法規性、日本国憲法の基本原理） ・基本的人権（基本的人権と公共の福祉、平等性、自由権、社会権） ・幸福追求権
	2 民法	<ul style="list-style-type: none"> ・民法総則（権利の主体・客体、権利の変動、無効と取消し） ・契約（売買、賃貸借等） ・不法行為（不法行為の要件、不法行為の効果（損害賠償）） ・親族（婚姻、離婚、親権、扶養、成年後見制度）

		<ul style="list-style-type: none"> ・遺産管理
	3 行政法	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織（国、地方公共団体の組織、公務員） ・行政の行為形式（行政処分） ・行政上の義務履行確保（行政強制、行政罰） ・行政訴訟制度（行政不服申立て、行政訴訟） ・国家の責任（国家賠償） ・地方自治法（国と自治体の関係）
③ 権利擁護の意義と支える仕組み	1 権利擁護の意義	
	2 福祉サービスの適切な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・運営適正化委員会 ・国民健康保険団体連合会
	3 苦情解決の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による苦情解決 ・自治体等による苦情解決
	4 虐待防止法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法 ・児童虐待防止法 ・障害者虐待防止法
	5 差別禁止法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法
	6 意思決定支援ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
④ 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題	1 インフォームド・コンセント	<ul style="list-style-type: none"> ・法的概念としてのインフォームド・コンセント ・インフォームド・コンセントに関する判例
	2 秘密・プライバシー・個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密 ・プライバシー ・個人情報 ・情報共有
	3 権利擁護活動と社会の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務 ・通報、警告義務
⑤ 権利擁護に関わる	1 権利擁護に関わる	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所、法務局

組織、団体、専門職	組織、団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 ・ 社会福祉協議会 ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関 ・ 弁護士、司法書士
⑥成年後見制度	1 成年後見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定後見、任意後見 ・ 専門職後見
	2 後見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人の行為能力 ・ 成年後見人の役割
	3 保佐の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保佐人の行為能力 ・ 保佐人の役割
	4 補助の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助人の役割
	5 任意後見の概要	
	6 成年後見制度の最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用動向 ・ 成年後見制度利用促進法 ・ 成年後見制度利用促進基本計画 ・ 意思決定支援
	7 成年後見制度利用支援事業	
	8 日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活自立支援事業の動向 ・ 専門員の役割 ・ 生活支援員の役割

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験

を有する者

19 刑事司法と福祉 (30)

ねらい (目標)
①刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。
②刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。
③刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。

教育に含むべき事項 (内容)

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境	1 刑事司法における近年の動向	・犯罪の動向 (認知件数と発生率、再犯率等)
	2 刑事司法を取り巻く社会環境	・高齢者、障害者等の社会復帰支援 ・再犯の防止等の推進に関する法律 (再犯防止推進法) ・就労支援 (刑務所出所者等総合的就労支援対策) ・薬物依存者の再犯防止、回復支援 ・修復的司法 ・農福連携 等
	3 社会福祉士及び精神保健福祉士の役割	・検察庁や矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等における役割
②刑事司法	1 刑法	・刑法の基本原則 ・犯罪の成立要件と責任能力 ・刑罰
	2 刑事事件の手続き、処遇	・刑事手続 ・刑事施設内での処遇
③少年司法	1 少年法	・少年法の基本原則 ・児童福祉法との関係
	2 少年事件の手続き、処遇	・非行少年に対する手続 ・少年鑑別所、少年院での処遇 ・児童福祉法による措置
④更生保護制度	1 制度の概要	・意義、歴史、更生保護法制 ・更生保護施設
	2 生活環境の調整	・目的、機能、手続、関係機関との連携

		<ul style="list-style-type: none"> ・特別調整
	3 仮釈放等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮釈放と仮退院、意義、許可基準、手続き
	4 保護観察	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、方法、対象、内容、運用状況
	5 更生緊急保護	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象、期間、内容、手続き
	6 団体・専門職等の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所、児童相談所 ・保護観察官 ・保護司 ・更生保護施設 ・民間協力者（更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主等） ・法テラス ・公共職業安定所
⑤医療観察制度	1 制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・制度導入の背景 ・対象者
	2 審判・処遇の流れと内容	<ul style="list-style-type: none"> ・審判の手続き ・処遇の流れ ・入院処遇の概要 ・通院処遇の概要 ・精神保健観察
	3 関係機関・専門職等の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所、裁判官 ・精神保健審判員、精神保健参与員 ・指定医療機関（指定入院医療機関、指定通院医療機関） ・社会復帰調整官 ・保護観察所 ・都道府県、市町村 ・障害福祉サービス事業所
⑥犯罪被害者支援	1 犯罪被害者の法的地位	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の地位の変遷
	2 犯罪被害者支援に関する法	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等基本法 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・ストーカー規制法
	3 犯罪被害者支援に	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等通知制度、意見等聴取制度、心

	関する制度	情等伝達制度、相談・支援
	3団体・専門職等の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者支援員制度 ・ 被害者ホットライン ・ 犯罪被害相談窓口 ・ 被害者支援センター

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

20 ソーシャルワーク演習 (30)

ねらい	教育に含むべき事項
<p>①ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>①自己覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己理解と他者理解 <p>②基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等） <p>③基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接の構造化 ・場の設定（面接室、生活場面、自宅等） ・ツールの活用（電話、e-mail等） <p>④ソーシャルワークの展開過程</p> <p>事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア <p>⑤ソーシャルワークの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援経過の把握と管理 <p>⑥グループダイナミクスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グループメンバー）

	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークの展開過程(準備期・開始期・作業期・終結期) ⑦プレゼンテーション技術 ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション
--	--

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

(ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(エ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト(4)に規定する講習会(以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。)において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

(カ) 指定規則第5条第1号ト(4)に規定する講習会(以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。)を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

(キ) 学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、(ア)から(エ)までの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

21 ソーシャルワーク演習（専門）（120）

ねらい	教育に含むべき事項
<p>①ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。</p> <p>②社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。</p> <p>③支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。</p> <p>④地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。</p> <p>⑤ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。</p> <p>⑥実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。</p> <p>⑦実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。</p>	<p><ソーシャルワーク実習前に行うこと></p> <p>個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>①次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待（児童・障害者・高齢者等） ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他の危機状態にある事例 <p>②①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の集結と事後評価 ・アフターケア <p>③②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・コーディネーション

	<ul style="list-style-type: none"> ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション <p>④地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・組織化 ・社会資源の活用・調整・開発 ・サービスの評価 <p><ソーシャルワーク実習後に行うこと></p> <p>ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事例研究、事例検討 ②スーパービジョン
--	---

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として当該科目を5年以上担当した経験を有する者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

(ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(エ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト（4）に規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

22 ソーシャルワーク実習指導（90）

ねらい	教育に含むべき事項
<p>①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。</p> <p>②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。</p> <p>③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。</p> <p>④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>①実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。）</p> <p>②多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習</p> <p>③実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>④実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解</p> <p>⑤実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解</p> <p>⑥実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解</p> <p>⑦実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>⑧実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価</p> <p>⑨巡回指導</p> <p>⑩実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>⑪実習の評価及び全体総括会</p>

〔教員の要件〕

（ア）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

（ウ）社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有

する者

(エ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト(4)に規定する講習会(以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。)において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

23 ソーシャルワーク実習（240）

ねらい	教育に含むべき事項
<p>①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。</p> <p>②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。</p> <p>③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。</p> <p>④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。</p> <p>⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成</p> <p>②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成</p> <p>③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価</p> <p>④多職種連携及びチームアプローチの実践的理解</p> <p>⑤当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ</p> <p>⑥地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）</p> <p>⑧社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解</p> <p>⑨ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション

	<p>ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>
--	--

〔実習に関する事項の変更点〕

○ソーシャルワーク実習は、異なる機関・事業所の2カ所以上で行うこととし、1つの機関・事業所において以下の要件を含めた180時間以上の実習を必須とする。

- ・1つの機関・事業所において、一定期間以上継続して実習を行う中で、支援計画の作成、実施、評価といったソーシャルワークの一連の過程を網羅的に実践すること。
- ・実習機関・事業所と、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた、総合的かつ包括的な支援について実践的に学ぶ実習とすること

○精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、実習のうち60時間を上限として、免除可能とすること。この場合においても、機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施するものとする。

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

(ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(エ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト(4)に規定する講習会(以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。)において、当該科目の指導に係る課程を修了した者